

観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証基準」

【宿泊施設】



- ・ 必須：~~3~~426項目
 - ・ 選択：~~3~~212項目
 - 推奨：~~1~~1項目
- (令和5年3月13日改定)

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【宿泊施設：必須3426項目】

○主に宿泊客の感染症予防

(1) 入館・チェックイン・チェックアウト・支払

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>1 □ 宿泊客の体温を確認し、発熱があれば適切な対応を行っている。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>・発熱があれば、宿泊客から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内して要請し、必要に応じ従業員からも「受診・相談センター」に連絡し、その後はその指示に従ってください。</p> <p>・学校主催の旅行受け入れで学校側が責任をもって確認している場合等は、施設側で確認する必要はありません。</p> <p>→具体的な方法例：①現地での検温——②事前の検温</p>
<p>2 □ 宿泊客の体調を確認し、風邪症状や体調不良があれば適切な対応を行っている。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>・風邪症状（せきやのどの痛みなど）や体調不良（倦怠感など）があれば申し出るよう呼びかけてください。</p> <p>・体調不良等が認められれば、宿泊客から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内して要請し、必要に応じ従業員からも「受診・相談センター」に連絡し、その後はその指示に従ってください。</p> <p>・学校主催の旅行受け入れで学校側が責任をもって確認している場合等は、施設側で確認する必要はありません。</p> <p>→具体的な方法例：①アンケート方式による書面への記入——②口頭での確認</p>
<p>3 □ 宿泊者名簿等に、宿泊客（代表者）の連絡先を記入するよう要請している。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>→感染者が施設を利用していたことが判明した際に保健所が行う疫学調査に協力するためです。（旅館業法または住宅宿泊事業法上、連絡先は必ずしも宿泊者名簿の記載事項ではありませんが、上記の趣旨により、連絡先も併せて記入をお願いしてください。）</p> <p>→取得した個人情報については、個人情報保護法に基づき適切な管理を行ってください。</p> <p>→具体的な方法例：①チェックイン時に記入——②予約時に確認</p>
<p>34 □ 入口及びロビーに消毒設備を設置し、入館時等に手指消毒を実施するよう要請している。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>・入口及びロビーにアルコール消毒液等を設置してください。 ※可能であればアルコールアレルギーの方への配慮もお願いします。</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による掲示——②アナウンス放送による呼びかけ ③従業員による呼びかけ——④従業員が個別に宿泊者へ手指消毒を実施</p>
<p>45 □ フロント・ロビーでは、宿泊客同士が触れ合わない程度の間隔対人距離を確保できるよう対策している。</p> <p>（具体的な方法：）</p>	<p>→フロント・ロビーでは、宿泊者同士が1m以上の対人距離を確保できるようにしてください。（同一グループ同士については、この基準の適用を求めものではありません。）</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起 ③足元誘導シールの使用</p>

【宿泊施設：必須】

<p>6 <input type="checkbox"/> フロントデスクで、受付時の飛沫感染防止対策を行っている。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→具体的な方法例：①アクリル板の設置 ②透明ビニールカーテンの設置 ③モバイルによる無人チェックインの導入 ④客室でのチェックイン手続きの実施</p>
<p>57 <input type="checkbox"/> 支払時における現金等の受け渡し後には手指衛生の感染防止対策を行っている。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→具体的な方法例：①キャッシュレス決済の導入 ②コイントレイの活用及び定期的な消毒 ③手指消毒の徹底（金銭の受け渡し前）</p>
<p>68 <input type="checkbox"/> 基本的な感染防止対策について注意喚起を行っている。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>・ここでの基本的な感染防止対策は、飲食時以外のマスク着用、定期的な手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、社会的距離の確保を言います。</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起 ③宿泊客への文書配布</p>

(2) 館内利用

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>79 <input type="checkbox"/> 客室のアメニティ・備品について、感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：—————)</p>	<p>・アメニティ・備品とは、コップ、急須、湯飲み、ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等です。</p> <p>・具体的な方法例：①消毒済みのものと交換 ②使い捨てのものを使用 ③消毒または洗濯を徹底</p>
<p>8+0 <input type="checkbox"/> 宿泊客が客室等で手指消毒を実施できるようにしている。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→具体的な方法例：①客室ごとにアルコール消毒液を用意 ②客室前廊下にアルコール消毒液を用意</p>
<p>9+1 <input type="checkbox"/> 客室の換気を十分に行っている。</p> <p>(具体的な方法：—————)</p>	<p>・具体的な方法例：①機械換気により実施 ②宿泊客の入替え時に実施 ③一定時間ごとに窓を全開するなどして十分な換気を行うよう宿泊客に要請</p>

【宿泊施設：必須】

<p>10 12</p> <p>□ 宿泊客がトイレ利用時において手指消毒を実施できるようにしている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①共用トイレの入り口付近（施設側）にアルコール消毒液等を設置している。</p>
--	--

【宿泊施設：必須】

<p>13 □ 共用トイレ利用時における注意事項について周知を行っている。 （具体的な方法：_____）</p>	<p>→ここでの注意事項とは、トイレの蓋がある場合は蓋を閉めて流すことや、トイレ使用後は手洗いや手指消毒を実施することを言います。 →具体的な方法例：①掲示物による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起 ③宿泊客に文書配布</p>
---	--

○主に従業員の感染症予防

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>1144 □ 従業員と常に連絡がとれるようにしている。 （具体的な方法：_____）</p>	<p>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。 →具体的な方法例：①緊急連絡網の作成</p>
<p>1245 □ 従業員の体温・体調をチェックしている。 （具体的な方法：_____）</p>	<p>・従業員に発熱（例えば平熱より1度以上）や風邪症状（せきやのどの痛みなど）がある場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させてください。 （家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。） ・従業員が、体調が優れない時に申し出しやすい環境作りに努めてください。 ・具体的な方法例：①業務開始前に検温・体調確認を実施</p>
<p>1316 □ マスク着用を遵守し、大声での会話を避けている。</p>	<p>→マスクが着用できない場合は対人距離を保つか、フェイスガードやマウスシールドを着用してください。 →必要に応じ、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）を着用してください。</p>
<p>1447 □ 手指消毒や手洗いを徹底している。</p>	<p>・定期的に手指消毒や手洗いを実施するとともに、就業開始時や休憩室の利用前後、飲食対応時、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施してください。</p>
<p>18 □ 接客にあたっては、対人距離確保等の感染対策を行っている。 （具体的な方法：_____）</p>	<p>→カウンター越しの接客対応も含みます。 →具体的な方法例：①来店者の正面に立たないように注意し、対人距離をできるだけ2m（最低1m）以上確保する。 ②距離を確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽する。</p>
<p>1549 □ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。</p>	

【宿泊施設：必須】

○施設・設備の衛生管理の徹底

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>1620 □ 十分に換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでは客室を除きます。 ・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。 <p>※いずれの場合でも、パーティション等を設置する際には空気の流れを阻害しないよう留意してください。</p> <p>※窓の開放による場合、複数の窓がある場合は二方向の窓を開け、窓が一つの場合はドアも開けることにより、空気の流れをつくってください。 また、1時間に2回以上、数分程度換気してください。</p> <p>※機械換気による場合、一人あたり毎時30m³以上の換気量を確保してください。換気量は、換気設備の取扱説明書等で確認するか、設置業者等に問い合わせてください。 (建築物衛生法(通称：ビル管理法)の「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、この必要換気量を満たすことになると考えられます。)</p> <p>※詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。</p> <p>※夏場は、厚生労働省作成『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、熱中症予防との両立を適切に行ってください。</p> <p>※冬場は、厚生労働省作成『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、室温の低下による健康影響の防止との両立を適切に行ってください。</p>
<p>1724 □ 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等を、 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適時定期的に清掃→清拭消毒している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等とは、フロントの筆記用具、テーブル、椅子、ドアノブ、ルームキー、照明のスイッチ、電話、自動販売機のボタン、テレビ、リモコン、タッチパネル、ロッカー、ロッカーキー、蛇口、手すり、ドリンクバーのボタン、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション、トイレの便座や洗浄レバー、公衆電話 などです。 <p>→直接飲用するタイプのウォーターサーバーについては、極力、使用停止としてください。</p> <p>→具体的な方法例：①アルコール消毒液を使用した清拭消毒 ②次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用した清拭消毒 ③界面活性剤含有の洗剤を使用した清拭消毒</p> <p>※『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について』（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）を参考にしてください。</p>
<p>1822 □ ハンドドライヤー、共通のタオル等の使用に関し、適切に対応している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な方法例：①ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等で、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用可能とします。共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオルを設置 ②ハンドドライヤー、共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオル等を設置するか、個人用のタオルを用意（宿泊客が各自のタオルを使用）。

【宿泊施設：必須】

<p>23 日 ゴミを回収する者の感染防止対策を強化している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①マスク及び手袋を着用して作業し、作業後に手洗い・手指消毒を実施</p>
<p>1924 日 ゴミ、リネン類等を処理・回収する際にビニール袋に密閉し、飛散しないよう対策するとともに、作業後に手を洗っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>・食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、飛散しないようにし、作業後に手を洗っている。 →具体的な方法例：①ビニール袋に密閉して処理</p>

○取組の見える化

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>2025 日 掲示物やホームページ等で、感染防止対策を講じていることを周知している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→三重県の公式ホームページ（三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト）で案内している 掲示物や、業界や各自で作成したチェックシートを活用してください。 →具体的な方法例：①ホームページで公開 ②施設内の見やすいところに掲示</p>

【宿泊施設：必須】

○感染疑いがある場合等の対応

(1) 宿泊客に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>2126 □ 宿泊客が感染疑いのある症状となった場合、初期対応を適切に行っている（行うこととしている）。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>・宿泊客が発熱や風邪症状等になった場合、客室内（または感染拡大を防ぐために用意した部屋等）で待機するよう要請してください。</p> <p>・同行者については、客室等での待機を要請するか、さらに別の場所で待機してもらうなど、状況に応じて適切に対応してください。</p> <p>→具体的な方法例：①初期対応について従業員に周知 ②初期対応にかかるマニュアルの策定</p>
<p>2227 □ 感染疑いのある宿泊客への食事提供について、適切な対応を行っている（行うこととしている）。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>・食事を客室に届ける際、使い捨て容器などにより回収する必要がないようにしてください。</p> <p>・従業員は宿泊客との接触を避けるようにしてください。</p> <p>・接触する従業員は、マスク着用、手洗い・手指消毒を徹底してください。</p> <p>→具体的な方法例：①食事提供方法について従業員に周知 ②食事提供方法にかかるマニュアルの策定</p>
<p>2328 □ 来場者に感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡するよう案内しているし、その指示に従っている（従うこととしている）。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>・感染疑いがある場合は、来場者から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内して要請するとともに、従業員からも「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。</p> <p>→速やかな連携が図れるよう、所管の「受診・相談センター」との連絡体制を整えておいてください。</p> <p>→具体的な方法例：①連絡方法等について従業員に周知 ②連絡方法等にかかるマニュアルの策定</p>
<p>29 □ 保健所が行う感染者追跡調査等の結果、感染者が施設を利用していたことが判明した場合、感染拡大防止対策を適切に行っている（行うこととしている）。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→感染者が施設を利用していたことが判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力してください。</p> <p>→保健所の指示・調査等の例としては、感染者が使用した区域の消毒、濃厚接触者の把握、関係者に対する情報共有、などが考えられます。</p> <p>→宿泊客の感染が判明し、施設の故意または過失によることが明らかな場合等には、認証が取り消される場合があります。</p> <p>→具体的な方法例：①判明した場合の対応方法について従業員に周知 ②判明した場合にかかるマニュアルの策定</p>

【宿泊施設：必須】

(2) 従業員に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>2430 □ 従業員が発熱・風邪症状・体調不良の場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させている。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・従業員が発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、体調不良（倦怠感 など）がある場合には、出勤停止（自宅待機または帰宅）としてください。</p> <p>（家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。）</p> <p>・具体的な方法例：①発熱等の対応方法について従業員に周知 ②発熱等の対応方法にかかるマニュアルを策定</p>
<p>2531 □ 従業員が感染もしくは感染疑いがある、濃厚接触者として判断された場合は、就業を禁止している。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</p> <p>・具体的な方法例：①感染等の対応方法について従業員に周知 ②感染等の対応方法にかかるマニュアルを策定</p>
<p>2632 □ 従業員に発熱・風邪症状・体調不良、感染疑いがある場合の対応を従業員に周知徹底している。</p> <p>—（具体的な方法： ）—</p>	<p>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</p> <p>→具体的な方法例：①従業員に対し、発熱・風邪症状・体調不良、感染の疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供 ②従業員が、発熱・風邪症状・体調不良、感染の疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底できるよう、会議や打合せの場で周知</p>
<p>33 □ 従業員に感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡を行うなど適切に対応を行っている（行うこととしている。）。</p> <p>—（具体的な方法： ）—</p>	<p>→感染疑いがある場合は「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。</p> <p>→具体的な方法例：①「受診・相談センター」への連絡について従業員に周知 ②「受診・相談センター」への連絡にかかるマニュアルの策定</p>
<p>34 □ 従業員の感染が判明した場合の感染拡大防止対策を適切に行っている（行うこととしている。）。</p> <p>—（具体的な方法： ）—</p>	<p>→従業員が感染した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力してください。</p> <p>→保健所の指示・調査等の例としては、感染者が使用した区域の消毒、濃厚接触者の把握、関係者に対する情報共有、などが考えられます。</p> <p>→従業員の感染が判明し、施設の故意または過失によることが明らかな場合等には、認証が取り消される場合があります。</p> <p>・具体的な方法例：①判明した場合の対応方法について従業員に周知 ②判明した場合にかかるマニュアルの策定</p>

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【宿泊施設：選択3-2-1 2項目】

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>○ 団体客を受け入れている ○ 団体客を受け入れていない 【該当する場合は「1」をチェックしてください】</p>	<p>・ここでの団体客とは、学校・会社などの団体が主催したものや、15人以上のグループをいいます。</p>
<p>1 □ 団体客が密集しないように対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①代表者がまとめてチェックインを行い、代表者以外は分散して待機を要請 ②代表者がまとめてチェックインを行い、代表者以外は別のスペースを用意</p>
<p>○ 送迎車あり ○ 送迎車なし 【該当する場合は「2～3」をチェックしてください】</p>	
<p>2 □ 感染防止対策を強化している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓開放による換気や外気の常時導入 ②利用人数の制限 ③異なるグループは同時に送迎しない</p>
<p>3 □ 運転席と後部座席の間に仕切り等を設置している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・必要に応じ、運転席と助手席の間にも仕切り等を設置してください。 ・具体的な方法例：①アクリル板 ②透明ビニールカーテン</p>
<p>○ 食堂・宴会場がある ○ 食堂・宴会場がない 【該当する場合は「24～79」をチェックしてください】</p>	
<p>24 □ 食堂や宴会場利用者に発熱等の症状があれば適切な対応を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・食堂や宴会場でも、発熱や軽度であっても風邪症状があれば入場を控え、申し出るように呼びかけてください。 ・それらの症状が認められた場合、宿泊客から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内して要請するとともに、必要に応じ従業員からも「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。 ・具体的な方法例：①対応方法について従業員に周知 ②対応方法にかかるマニュアルの策定 ③宿泊客に文書等を配布</p>

【宿泊施設：選択】

<p>35 <input type="checkbox"/> 入場前に手洗いまたは手指消毒を実施するよう要請している。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・消毒設備（アルコール消毒液）を入口または各テーブルに設置してください。</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による要請 ②宿泊客に文書等を配布 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>46 <input type="checkbox"/> 飲食時以外のマスク着用を再度周知している。また、大声を出さないよう要請している。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・室内のBGMは大きくしないようにしてください。</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起（※） ②宿泊客に文書等を配布 ③従業員による呼びかけ</p> <p>※厚生労働省の啓発用素材による卓上POPやチラシを活用してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4</p>
<p>57 <input type="checkbox"/> お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しを避けるよう注意喚起を行っている。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②宿泊客に文書等を配布 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>68 <input type="checkbox"/> 飲食時の感染防止対策を実施強化している。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・異なるグループについては、別々の個室で対応するか、グループ相互に対人距離をできるだけ2m（最低1m）以上確保するか、グループ同士のテーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）で遮蔽してください。</p> <p>※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等は同一グループとして扱います。</p> <p>・介助の必要がある場合はこの限りではありません。</p> <p>→具体的な方法例：①予約制の活用や滞在時間の制限（2時間程度を目安） ②真正面に配席せず、座席同士の間隔を1m以上確保 ③真正面に配席せず、定員の半分以下に利用制限 ④座席同士をパーティションを設置して遮断</p>
<p>79 <input type="checkbox"/> 卓上の共用調味料、ポット等を置く場合、これらを適時消毒しについて対策を行っている。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>→具体的な方法例：①利用者の入替え時に消毒 ②定期的に消毒 ③共用のものは用意せず個別に提供</p>
<p>○ 夫皿での料理の提供あり ○ 夫皿での料理の提供なし 【該当する場合は「10」をチェックしてください】</p>	
<p>10 <input type="checkbox"/> 夫皿での料理提供において感染防止対策を行っている。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>→具体的な方法例：①従業員が取り分け ②取り箸を別に用意</p>

【宿泊施設：選択】

<p>○ ビュッフェスタイルあり ○ ビュッフェスタイルなし 【該当する場合は「811～12」をチェックしてください】</p>	
<p>811 □ ビュッフェスタイルでの料理提供において感染防止対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①宿泊客が料理をとる場合は次の各対策を実施 →使い捨て手袋等の着用を徹底 ・食べ終わった取り皿は再利用させず、新しい取り皿を提供 ・料理をとるためのトングや箸を共用とする場合、手指消毒を徹底定期的に交換 ②予め小皿等に小分けして提供 ③従業員が取り分け</p>
<p>12 □ ビュッフェスタイルにおいて宿泊客が料理をとる場面や従業員が提供する場面において、宿泊客のマスク着用や大声での会話の禁止を再度要請している。 -(具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②宿泊客に文書等を配布 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>○ 部屋食（冷蔵庫飲料含む）の提供あり ○ 部屋食の提供なし 【該当する場合は「13」をチェックしてください】</p>	
<p>13 □ 部屋食の提供において感染防止対策を適切に行っている。 -(具体的な方法：)</p>	<p>→従業員と宿泊客の接触を極力減らすようにしてください。 →食事運搬の際は、食事にカバーを付けるなど飛沫感染に注意してください。 →冷蔵庫内飲料提供は中止するか、消毒を徹底したうえで配置してください。 →具体的な方法例：①対面の着席を避けるよう宿泊客に要請</p>
<p>○ 大浴場あり ○ 大浴場なし 【該当する場合は「14～22」をチェックしてください】</p>	
<p>14 □ 浴場内では、対人距離（できるだけ1m以上）を確保し、会話を控えるよう注意喚起を行っている。 -(具体的な方法：)</p>	<p>→介助の必要がある場合を除きます。 →具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②宿泊客に文書等を配布 ③従業員による呼びかけ</p>
<p>15 □ 利用者がスリッパを共用しないよう対策を行っている。 -(具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①部屋ごとの下駄箱により対応 ②利用者が各自使用中のスリッパを把握できるようタグ等を活用 ③利用者がスリッパを袋に入れて各自ロッカー保管</p>

【宿泊施設：選択】

<p>16 日 大浴場利用者に発熱等の症状があれば適切な対応を行っている。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→大浴場でも、発熱や軽度であっても風邪症状があれば入浴を控え、申し出るように呼びかけてください。</p> <p>→それらの症状が認められた場合、宿泊客から「受診・相談センター」へ連絡するよう要請し、必要に応じ従業員からも「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。</p> <p>→具体的な方法例：①対応方法について従業員に周知 ②対応方法にかかるマニュアルの策定 ③宿泊客に文書等を配布</p>
<p>17 日 大浴場で多数の人が密集しないように工夫している。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→具体的な方法例：①利用人数を設定して利用を制限し、掲示物により案内</p>
<p>18 日 浴場の換気を強化している。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→具体的な方法例：①窓を常時開放し換気強化 ②窓を定期的に開放し換気強化 ③機械設備により換気強化</p>
<p>19 日 利用者がロッカーの使用時に密集しないよう工夫している。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→具体的な方法例：①利用するロッカーの位置を指定し近接するロッカーがなるべく同時に利用されないよう調整 ②利用者同士が1m以上の対人距離を確保できるよう混雑状況を見ながら利用時間を調整</p>
<p>20 日 ロッカー、テーブル、椅子、マッサージ機、体重計、ドライヤー等の共用備品に関し感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→休憩スペース、サウナにある共用備品も含めてください。</p> <p>→具体的な方法例：①定期的に清拭消毒している。</p>
<p>21 日 タオルの利用に関し感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→具体的な方法例：①タオルはフロントで個別配布 ②利用者に持参を要請</p>
<p>22 日 化粧品、ブラシ等のアメニティの利用に関し感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→具体的な方法例：①清拭消毒の徹底 ②利用者ごとに個別に用意 ③利用者に持参を要請</p>

【宿泊施設：選択】

<p>○ サウナあり ○ サウナなし 【該当する場合は「23～24」をチェックしてください】</p>	
<p>23 <input type="checkbox"/> サウナでは、会話を控えるよう再度周知している。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→ 具体的な方法例：① 掲示物や立看板による注意喚起 ② 宿泊客に文書等を配布 ③ 従業員による呼びかけ</p>
<p>24 <input type="checkbox"/> 対人距離（できるだけ1m以上）を確保できるよう工夫し、適宜、換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→ 具体的な方法例：① サウナマットの数・間隔を調整し、対人距離（できるだけ1m以上）を確保し、清掃時に空気を入替えるなどの換気を行っている。</p>
<p>○ 大浴場に休憩スペースあり ○ 大浴場に休憩スペースなし 【該当する場合は「25～26」をチェックしてください】</p>	
<p>25 <input type="checkbox"/> 休憩スペースでは、会話を控えるよう再度周知している。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→ マスク着用が守られている場合、この基準の適用を求めものではありません。 → 具体的な方法例：① 掲示物や立看板による注意喚起 ② 宿泊客に文書等を配布 ③ 従業員による呼びかけ</p>
<p>26 <input type="checkbox"/> 対人距離（できるだけ1m以上）を確保できるよう工夫している。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>→ 具体的な方法例：① 利用スペースを部分的に制限し、掲示物等により案内 ② 利用人数を制限し、掲示物等により案内</p>
<p>○ 従業員用の休憩スペースあり ○ 従業員用の休憩スペースなし 【該当する場合は「927～1028」をチェックしてください】</p>	
<p>927 <input type="checkbox"/> 従業員が休憩スペースを利用する際、基本的な感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>・ ここでの基本的な感染防止対策とは、マスク着用、利用人数制限などによる対人距離確保により、密を回避する（できるだけ1m以上）、対面で食事や会話をしな いことを言います。 → 具体的な方法例：① 利用方法について従業員に周知 ② 利用方法にかかるマニュアルの策定</p>
<p>1028 <input type="checkbox"/> 十分な換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法：_____)</p>	<p>・ 具体的な方法例：① 窓の開放により行っている。 ② 機械換気により行っている。</p> <p>※換気基準は必須項目「施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり</p>

【宿泊施設：選択】

<p>1129 <input type="checkbox"/> 共用物品について、定期的な清拭消毒をし、感染防止対策を行っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①定期的な清拭消毒</p>
<p><input type="radio"/> 建築物衛生法における特定建築物に該当する <input type="radio"/> 該当しない 【該当する場合は「1230」をチェックしてください】</p>	<p>・建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称「ビル管理法」）における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。※該当するかどうか不明な場合は、お問い合わせください。</p>
<p>1230 <input type="checkbox"/> 建築物衛生法に基づく「空気環境の調整に関する基準」に従って、建築物を維持管理している。</p>	<p>・建築物衛生法における「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30㎡）を満たすことになると考えられます。 ・詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。</p>
<p>○ エレベータあり ○ エレベータなし 【該当する場合は「31」をチェックしてください】</p>	
<p>31 <input type="checkbox"/> エレベータの利用人数制限を行っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①重量センサーの調整（定員よりも少ない人数でブザーが鳴るなど） ②足元誘導シールの使用 ③掲示物や立看板による注意喚起</p>
<p>○ 喫煙スペースあり ○ 喫煙スペースなし 【該当する場合は「32」をチェックしてください】</p>	
<p>32 <input type="checkbox"/> 利用者が密にならないよう工夫している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①対人距離の確保について掲示物等により注意喚起 ②利用人数の制限</p>

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【宿泊施設:推奨1-1項目】

※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組として推奨する事項です。

基 準 項 目	説 明・具体的な方法例
<p>1 日 宿泊者が来訪前に体調不良となった場合に、感染防止の観点から柔軟に対応している。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→事前に宿泊者に対し、検温等の体調チェックを依頼するようになっています。</p> <p>→具体的な方法例: ①予約日の無料振替対応 ②予約の無料キャンセル対応</p>
<p>2 日 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため対策を強化している。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→感染防止対策のため特に導入しているものが対象です。</p> <p>→具体的な方法例: ①利用者の導線が重ならないための案内 ②自動扉(非接触型)の整備 ③自動水栓の整備</p>
<p>3 日 施設内の人々が密集する共用エリアについて、換気の状態を分かりやすく図示している。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→図は、給気箇所と排気箇所の空気の流れ(矢印)や窓等の換気方法(30分に1回、5分程度など)または機械の換気能力(毎時〇〇m³)を記載した簡易なもので十分です。</p> <p>→具体的な方法例: ①換気の状態について、宿泊客の見やすいところに掲示している。</p>
<p>4 日 二酸化炭素濃度を測定して密集の回避や適切な換気をしている。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→建築物衛生法に基づく二酸化炭素濃度の測定とは異なります。</p> <p>→宿泊者の密集を避けたり適切な換気を行うため特に対策をとっている場合が対象です。</p> <p>→具体的な方法例: ①CO2センサーの使用等により、宿泊者の密集の度合いや換気状況の把握に努め、適宜、宿泊者へ密集回避の呼びかけや換気の調整を行っている。</p>
<p>5 日 必要物資の準備・備蓄を行っている。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→具体的な方法例: ①感染症対策に必要な物資の一覧表を作成し、十分な量を準備している。 ②緊急時にすぐに入手できるように手配している。 ③感染症対策に必要な物資について、平時から使用した分をその都度補充し、常に一定量を備蓄している。</p>

【宿泊施設:推奨】

<p>6 日 宿泊客に「安心みえるLINE」を活用してもらえよう取り組んでいる。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→特に宴会場でのイベント等、濃厚接触の可能性が想定される場合に活用してください。</p> <p>→「安心みえるLINE」は、ある施設・イベント等の利用者の感染が判明し、不特定の方への感染の恐れが高いと判断される場合に、同じ場所を同じ時間帯に利用していた登録者にLINEメッセージでお知らせするものです。</p> <p>→https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm</p> <p>→事業者側の登録手続き等が必要です。</p> <p>→具体的な方法例: ①チェックイン時に宿泊客に登録を呼びかけ ②掲示物や立看板による呼びかけ ③ホームページにて登録を呼びかけ</p>
<p>7 日 従業員や宿泊客に「COCOA」を活用してもらえよう取り組んでいる。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→「COCOA」は、厚生労働省が開発した接触確認アプリです。新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。</p> <p>→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</p> <p>→具体的な方法例: ①チェックイン時に宿泊客に登録を呼びかけ ②掲示物による呼びかけ ③来訪前の予約確認メール等で呼びかけ</p>
<p>8 日 デジタルツールを活用して感染のリスクを低減させている。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→具体的な方法例: ①デジタルキーの導入 ②無人フロント・チェックインの導入 (宿泊カードのオンライン化) ③デジタルコンシェルジュの導入</p>
<p>9 日 業務の継続性に配慮した対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→具体的な方法例: ①従業員の出勤停止等により通常の業務の継続が困難となる場合を想定し、優先的に継続する業務をあらかじめ選定したうえで、当該業務の人員体制を定めている。 ②重要業務について、属人化の解消を進めるとともに、従業員教育を通じて、遂行できる従業員を増やしている。</p>
<p>10 日 その他、独自の感染拡大防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→具体的な方法例: ①宿泊客に対し、来訪前1-4日前からできるだけ人ごみを避ける、外出を避けるなど、感染リスクを可能な限り低減するよう依頼 ②混雑する場合の利用人数制限や滞在時間制限 ③施設の管理・運営について、最小限の人員とするなど、ジョブローテーションを工夫</p>
<p>11 日 自社によるPCR検査を実施している。</p> <p>(具体的な方法: _____)</p>	<p>→従業員が感染した場合の早期発見により感染拡大防止につながります。</p> <p>→具体的な方法例: ①PCR検査キットを用意し、検温等により体調不良が認められた際に直ちに検査を行うこととしている。</p>